

2015 年秋学期卒業論文

渋谷区パートナーシップ証明書条例の影響力
-渋谷区内の生命保険会社を対象に-

名前：瀬戸友理香

所属：慶應義塾大学・総合政策学部・学科

学籍番号：71104746

メールアドレス：s11474ys@sfc.keio.ac.jp

提出日：2016 年 01 月 21 日

担当者：小熊英二

目次

【序論】

- 1 問題意識
- 2 先行研究
 - 2-1 性的マイノリティとは
 - 2-2 日本における婚姻制度（法律婚と事実婚）
 - 2-3 同性カップルがとり得る法的保障
 - 2-4 渋谷区パートナーシップ証明書条例の意義
 - 2-5 パートナーシップ証明書で得られる法的保障
 - 2-6 各自治体の政策
 - 2-7 同性愛をめぐる世界の流れ
 - 2-7-1 国際社会の流れ
 - 2-7-2 各国の流れ
- 3 本研究の目的と作業仮説
- 4 研究対象、研究手法

【本論、結論】

- 5 本論、結論

- 6 参考文献

1 問題意識

去年 2015 年 6 月、アメリカでは連邦最高裁判所の判決により、事実上全米で同性婚が合法化される事となった。このアメリカでの例に代表される様に、近年、欧米諸国を中心に同性カップルの諸権利を保障する制度を持つ国が増えつつあり、現在、23 の国や地域で同性婚が、27 の国や地域で登録パートナーシップ制度等が認められている。(★出典は?) 今や数か国に 1 か国が性的マイノリティへの差別を無くすための法整備を進める中、日本では同性婚はおろかそれに準ずる法整備もなされておらず、多様性を認めようとする国際社会の風潮に立ち遅れていると言って良い状況だ。

その様な中、今年 3 月、東京都渋谷区でパートナーシップ証明書条例(正式名称、渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例)が可決、4 月から施行され、行政が同性間でのパートナーシップを認める全国初の条例として注目された。また、この条例に続くような形で、東京都世田谷区が同性カップルからの申請があればパートナーとして認める「受領証」を発行する等、他の自治体にも類似の取り組みをする輪が広がり始めている。

本研究は、児童相談所(非行や虐待など様々な理由により一時保護される子供たちが生活する児童福祉の専門機関)や、グループホーム(病気や障がい等で生活に困難を抱える人達が、専門スタッフ等の援助の下、一般住宅にて少数で共同生活をしている施設)でのアルバイト経験により、社会的にマイノリティである者を敬遠するのではなく受け入れる必要があるのではないかと言う私自身の問題意識が発端となっている。本研究が、一社会的マイノリティである性的マイノリティへの理解ある社会に向けての一助となれば思う。

2 先行研究

2-1 性的マイノリティとは

性的マイノリティは、性的少数者やセクシュアルマイノリティ、LGBT などの言葉と同義語として使われる。LGBT とは、レズビアン(=Lesbian 女性同性愛者)、ゲイ(=Gay、男性同性愛者)、バイセクシュアル(=Bisexual、両性愛者)、トランスジェンダー(=Transgender、生物学的性と性自認の不一致から、性別を超えたい(=トランスしたい)と願う者)を総称した呼び方であるが、インターセックス(生物学的な性が男女判断しにくい)等の他の性的マイノリティを含まない為、正確には一部の性的マイノリティ達の呼び名であるとの認識が正しい。

以上の様に「性的マイノリティ」と呼ばれる者が存在する理由には当然、性的にマジョリティの者達が居るからであるが、そもそも、人間の性別はどの様にして決められるのだろうか。これには、①身体の性(=Sex)、②心の性(=Gender Identity)、③社会的な性(=Gender)、そして③好きになる性(=Sexual Orientation)の4つがあると言われている。

まず①「身体の性」は生物学的な性の事であるが、これは遺伝子や内分泌、性器などい

くつかの要素を組み合わせ総合的に判断されるものである。その結果、「男」「女」と判別されるわけだが、中には分類出来ない組み合わせで持って産まれてくる者も 3000 人に 1 人ほど居ると言われている（ハワイ大学のミルトン・ダイヤモンド氏の調査による）。このような人たちはインターセックス（半影陽者）と呼ばれており、生物学的な性においてインターセックスの者はマイノリティとなる事となる。

②「心の性」は自己の性別認識の事で、生物学的な性に関わらず自身をどの様に捉えているか（＝「性自認」）の事だ。これは、ほぼ生得的なものであるため生物学的性と性自認が一致しない者は幼児期から違和感を感じ始めると言われているが、こうした違和感から性別を超えたいと思う者たちを「トランスジェンダー（Transgender）」、実際にホルモン投与や性別適合手術（＝性適合手術）を行い、身体を性自認に合わせる行為まで行う者たちを「トランスセクシュアル（Transsexual）」と言う。また、男性から女性になりたい人を MTF（Male To Female）、その逆を FTM と言ったりするが、それも男女どちらとも規定しない・出来ない「X ジェンダー」の者もあり、これら生物学的な性と性自認が一致しない者たちもまた性的マイノリティとなる。

③「社会的な性」は外見的な性の事で、社会生活の中で後天的に身に着けるものである。性的に大多数の者が①身体の性や②心の性と一致した外見を選ぶが、異なる性別の見た目を装う者もあり、彼ら彼女らはトランスヴェスタイト（＝TV）やクロスドレッサー（＝CD）等と呼ばれる。

最後に、④「好きになる性」は、性的な意識（恋愛やセックスをしたいと思う感情）がどのような人に向かうかという事であり、この魅かれる性の対象にもまた多様なあり方が存在する。例えば、ある者は異性：同性が 99%：1%の割合で魅かれる者もあれば 70%：30%の者も居たりし、一人の人間の中には「異性指向」「同性指向」の両方が存在していると言える。しかし便宜的に、性自認が「女性」である者が女性に魅かれれば「同性指向」、男性に魅かれれば「異性指向」、両性に魅かれれば「両性指向」とされており、同性指向や両性指向の者はマイノリティであるとされる。因みに、この性的指向の原因については医学、心理学、生物学等の分野で解明されようとしてきたものの未だ不明であるが、自分の意志で性的指向を変更・選択するのは極めて困難である事だけは明らかとなっている。

人の性を決めるには 4 つの要素があるとの以上を踏まえ、「性的マジョリティ」と呼ばれる者は、①身体の性、②心の性、③社会的な性が同性で④好きになる性が異性であり、そうではない者たちは LGBT 等「性的マイノリティ」とされている事となっている。しかし本来、①②③④間にもグラデーションがあり個々人のセクシャリティは多様であるため性的にマジョリティやマイノリティと呼ぶ事はナンセンスであり、事実、2015 年の電通ダイバーシティ・ラボによる調べ（全国 69,989 名にスクリーニング調査を実施）では、性的マイノリティとされる者の割合は日本の人口の 7.6%である（一クラスに数名の割合）とされている。

下記表は、上記 4 つの要素により区分した主なセクシャリティを表にしたものである。

因みに、上記説明による①身体の性は「生まれた時の性別」、②心の性は「性自認」、③社会的な性は「外見・見た目・変更箇所」、④好きになる性は「恋愛性行為対象」にそれぞれ対応している。

生まれた時の性別	性自認	恋愛性行為対象	外見・見た目変更箇所	医学分類	通称	
男性・XY	俺は男	女(ノンケ)	常に男	ヘテロセクシャル 異性愛	ノンケ	
		男(ゲイ)		ホモセクシャル 同性愛	ゲイ	
		女(ノンケ)	普段は男でたまに女装・ 目的はイベント性	ヘテロセクシャル 異性愛	TV・オネエ・ドラッグクイーン	
	私は女	男(ノンケ)	なるべく女 (上半身だけ手術済み)	ホモセクシャル 同性愛	TG・オネエ・Mr.レディー・男→女	
			常に女 (性別適合手術済み)			TS・ニューハーフ
			常に女 (性別適合手術済み) 戸籍変更			GID・MTF
俺は男	女(ノンケ)	常に男 (性別適合手術済み) 戸籍変更	GID・FTM			
		常に男 (性別適合手術済み)				TS・おなべ
		なるべく男 (上半身だけ手術済み)				TG・おなべ・Ms.ダンディー・女→男
女性・XX	私は女	男(ノンケ)	普段は女でたまに男装・ 目的は自己満足	ヘテロセクシャル 異性愛	CD・男装家・男装コスプレイヤー	
		女(レズビア)	普段は女でたまに男装・ 目的はイベント性	ホモセクシャル 同性愛	TV・おなべ・男装 レズビアン	
		男(ノンケ)	常に女	ヘテロセクシャル 異性愛	ノンケ	

次に、渋谷区パートナーシップ証明書条例が可決・施行された社会的意義を示すため、現行の日本の婚姻制度やその法的保障の比較、そして同性カップル達がとらざるを得ない法的処置について紹介したい。その上で、渋谷区パートナーシップ証明書の特性について述べたい。

2-2 日本における婚姻制度

現在、日本における結婚制度には、主に法律婚と事実婚という形態がある。法律婚は、国や地方団体に対し何らかの形で夫婦関係の登録を行う事で法律上夫婦と認められた状態を言い（日本の場合は市役所などの窓口で婚姻届を提出する）、事実婚は、その様な登録を行わないが法的には夫婦ではないものの、挙式や共同生活を営む等夫婦としての実態がある状態を言う。

法律婚と事実婚、つまり法的に婚姻状態にある場合とそうでない場合の最大の違いは、婚姻関係にある事を証明出来るか否か故の、認められる法的・社会的諸権利の数である。

通常あまり意識されない部分であるが、私たちが結婚（＝法律婚）をするため婚姻届を提出する際、2人がパートナーシップを続けていく上で重要な契約が数多くされている。例えば、どちらかが無収入ないし低収入の場合など夫婦の経済的協力関係を支援する為の配偶者控除（所得税や住民税の減税）や、夫婦一方が死亡した場合に優先的に財産を承継出来る相続権・相続税の控除や税率における優遇などである。一方、事実婚で認められる諸権利は、裁判所や行政が個々に判断するため一概には言えないものの法律婚の半数程度にとどまっており、法律婚と法的に同等な扱いを受ける事はない。それでも事実婚をする者達は、職業的理由からの夫婦別姓や部落差別や婚外子差別の懸念があるため（本籍や出生地、法律婚内で生まれた子かどうかの記載がされている）、事実婚を選ばざるを得ない状況なのである。

2-3 同性婚

以上、事実婚は法律婚と比較した時、認められる諸権利の数が劣る事を説明したが、同性婚はどうであろうか。実の所、同性間での婚姻関係（＝同性婚）が認められていない日本では同性カップルに認める諸権利はほぼゼロであると言える。日本で同性間でのパートナーシップが認められない理由は、一部中東やアフリカ諸国の様に同性愛が禁止されている訳ではなく憲法解釈上の理由による。現在、日本国憲法第24条には「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により維持されなければならない」とされている。この「両性」とは「同性婚」と言う概念が無かった当時、男女の平等を表す意味で表記されたと解釈されるものの、現在までに最高裁判所がこの定義に対する判決を下しておらず、男女の婚姻しか認められない事となっているのだ。

2-4 同性カップルがとり得る法的保障

以上の様に、同性間で婚姻関係を結べない日本において、異性間夫婦と同じ様にパートナーシップを続けたい同性カップルはライフステージにおいて様々な壁にぶち当たる事となる。その為、法律婚夫婦であれば婚姻届1枚で自動的に得られる諸権利を得るため、幾つかの法制度を利用し自分たちの関係性を守る必要性が出てくる。

分野	直面
医療	①パートナーが病気や事故で意思疎通が出来なくなったときに
お金	②生命保険などの保険の受取になれない可能性がある。相続関係が発生しないため
	③1人が仕事を持ち1人が働いていないとき、働いていない方の税金は家族としての関係が認められていないため、税金の扶養控除を受けることができない
サービス	④家族割りなどの割引サービスは、携帯電話の家族割りなど一般の家庭に対して認められているのはサービス適用できない
住宅	⑤公営住宅は住めない
	⑥住宅を2人で購入した場合、ローンを組むことができない
不動産	⑦住宅を2人で賃貸して暮らすことは可能であるが、家主さんがダメな場合は不可
	⑧1人が仮もう1人が居候は、法律違反。追い出される可能性がある
	⑨2人が不動産を購入することはできるが、住宅ローンを同棲カップルで利用することは非常に難しい
保険	⑩生命保険は、プルデンシャル生命保険の「安心サポート信託」以外は、生命保険の受取人は、配偶者または2親等以内の血族に制限されている
子育て	⑪子育ては、精子提供機関による精子提供プログラムや代理母出産プログラムを利用することで可能

以上の様な法制度を単一若しくは複数利用することで起こり得る問題に対処してきた同性カップルだが、渋谷区パートナーシップ証明書条例を発行、提示する事でどの様な変化があるのか説明する。

2-4 渋谷区パートナーシップ証明書条例の意義

パートナーシップ証明書条例は正式名称を「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」と言い、同性婚が認められない日本において婚姻関係に相当する権利を認める証明書を行政が発行する全国初の条例である。この証明書は、ある一定条件を満たした同性カップルに対して区が結婚に相当する関係を認める証明書であるが、まず第1条件として①区内に居住して住民登録をしていること（国籍は関係ない）、②年齢が20歳以上である事（公正証書作成の必要性があるため一般の婚姻可能年齢より高い）③他に配偶者（異性）がおらず、他の人とパートナー証明を受けていない事（重婚防止）、④婚姻不可能な近親者間でないこと、がある。その上で、公正証書を原則2種類（⑤共同生活に関する合意契約と⑥互いを後見人にする任意後見契約。ただし⑥任意後見契約の方は、共同生活の合意契約書内に任意後見契約に関しては将来必要が生じた時作成する旨を一筆入れる事で必ずしも必要ではなくなる）を作る事でパートナー関係が確かな事が証明され、区が証明書を出す仕組みとなっている。因みに、任意後見契約の公正証書がこの様に必ずしも必要としないとされたのは、証明書発行者の費用負担を考えての事だ。公正証書の作成費用は、⑤共同生活に関する合意契約が1万5000円～3万円、⑥互いを後見人とする任意後見契約についての公正証書が約5万（行政書士や弁護士などの法律家に依頼をすると別途でその報酬も必要）と、無料である婚姻届と比べかなり高い。費用を下げる事で発行のハードルを下げようと、以上の様な工夫がなされた。

2-5 パートナーシップ証明書で得られる法的保障

時間もお金もかけて取得した証明書により得られる法的保障は、どの様なものなのであろうか。実のところ、確実に保障されるのは公営住宅への入居（渋谷区の場合は渋谷区営の賃貸住宅への入居）のみ（本条例16条）となっている。法的拘束力の無い本条例において、税金の扶養者控除や遺産・共有財産の相続権などの法的保障までは認められず、また民間事業者のサービスにおいても各事業者の対応による所になっているのだ。本条例では、差別的行為を著しく侵すような行為が行われた場合は条例違反として区による指導や名前の公表がかけられる可能性もあり一定の拘束力が期待されるものの、条例を受けた各事業者の対応の変化が、本証明書を発行する価値があるか否かの焦点となってくるのである。

2-6 各自治体の政策

2-7 同性愛をめぐる世界の流れ

2-7-1 国際社会の流れ

昨年初めて性的マイノリティに対する条例が可決・施行された日本だが、国際社会ではどのような動きがなされているのだろうか。ここ 20 年程の動きを見ると、1990 年 5 月 17 日、WHO が治療の対象から同性愛を除外し、日本精神神経学会も 1995 年に削除した。その後、2007 年 3 月に「性的指向と性自認の問題に対する国際法の適用に関するジョグジャカルタ原則」を公表。2008 年 12 月に、性的指向および性自認に基づく人権侵害を失くす様に求め、全ての人への人権の促進と保護を訴える「人権と性的指向と性的自認に関する声明」が国連総会に提出された。日本政府もこの声明に賛同している。2011 年 6 月、性的指向と性自認に基づく人権侵害に明確に焦点をあてた初の決議が、国連人権理事会によって採択された。この決議は、人権の普遍性を確認し、性的指向や性自認を理由に人びとが受けている暴力行為や差別に懸念している。

2-7-2 各国の流れ

1989 年、世界で初めてドメスティック・パートナー制度がデンマークで導入された後、ノルウェー（1993 年）、スウェーデン（1995 年）、アイスランド（1996 年）、オランダ（1998 年）、フランス（1999 年）、ドイツ（2000 年）、ポルトガル（2001 年）、ベルギー（2002 年）、カナダ（2003 年）などで同様の制度が導入されていった。アメリカのバーモント州、オーストラリアのビクトリア州・ニューサウスウェールズ州、アルゼンチンのブエノスアイレスなど、州や市のレベルで導入されたケースもあり、その数は年々上昇する傾向にある。

当初欧米で火種が点いたものの、ブラジルやチリ、アルゼンチン等のラテンアメリカや東南アジアでも、セクシュアルマイノリティに対する社会の意識改革や権利拡大の動きが進んできている。例えば、台湾では同性結婚を法的に認めようとしており、韓国では人気タレントのカミングアウトをきっかけとして市民運動が盛んになってきている。しかし一方で、西アジアやアフリカ地区の多くでは、セクシュアルマイノリティの人権は依然として守られておらず、同性愛行為自体が極刑に課せられる国家も珍しくなく、市民運動の興隆が全く望めない場合も多い。

3 本研究の意義

本研究の意義

ここに、同性カップルに認められない法的・社会的保障のうち、特に当事者ニーズの高いものを調べた調査結果がある。2004年に実施され、有効回答683答を得た「同性間パートナーシップの法的保障に関する当事者ニーズ調査」（血縁と婚姻を超えた関係に関する政策提言研究会有志プロジェクト、2004）によると、当事者が「非常に必要」「必要」だと感じる法的保障13事項のうち、「一方が入院したときの看護・面接権」（95.8%）、「一方が病気になった際の医療上の同意権」（93.2%）と医療機関へのニーズが1位、2位を占めており、続いて「職場での介護休暇」（87.8%）、「家族向けの公営住宅への入居権」（86.9%）、「生命保険の受け取り」（86.1%）となっている。

上記の通り、本条例により認められた法的保障は事実上渋谷区営住宅への入居のみで、あとは民間事業者の対応によるところとなっている。そこで、今回、条例及び証明書の意義を測る為に、事業会社である生命保険会社を対象に、同性パートナーの生命保険金の受け取り人指定が可能かどうかを電話調査したい。何故、あらゆる事業社の中で生命保険会社に対する上記の事項を調査するのかというと、当事者ニーズが高く、調査結果が正確で万人に向けたものが期待できると考えたからだ。他にも、医療機関など8割以上のニーズのある法的保障を提供する事業者はあるが、利用時の多様性から調査が複雑である事、正確で万人に向けた調査結果が期待できる事から、国内生命保険会社を調べる事にした。

本研究により生命保険会社が同性パートナーでも保険金受取人として認めた事が判明した場合、明らかになるのは条例や証明書の意義である。区営住宅への居住以外に法的拘束力のない本条例において、事業会社が対応を変え当事者ニーズの高い法的保障が認められたとなると、発行証明書数の増加や他の自治体の条例制定化、更には国民意識の変化や同性婚やそれに準じた制度制定に向けた世論の高まりなどが起きるかもしれない。つまりは、本条例による生命保険会社の対応変化の有無を定量的に調査する事で、今後日本における本案件の進展が測れる、という事にもなる。

渋谷区パートナーシップ証明書条例に関する先行研究は、事例自体が新しいため（今年3月可決、4月施行、来月11月証明書発行の開始予定）、これまでの所あまりなされていない。また、10本弱ある論文においても、半数以上が違憲問題や他国の婚姻制度等に言及した法的アプローチによる研究（山下, 2015 や大島, 2015 等）となっており、未だ証明書の発行が開始されていない現段階において、政治的アプローチや当事者コミュニティへの影響力の測定などの多様な研究がなされていないのが現状である。その為、この様な研究は非常に新規性が高く意義があるものと言える。

4 研究対象、手法

これら生命保険会社を、本社の所在地や事業モデルから日系、外資系、損保系、ネット系の4つに分類し、これら生命保険会社に、同性パートナーを生命保険の受取人指定出来るのか否かを始めとするいくつかの質問を電話調査により実施した。(最終調査実施日は1月20日)

5 本論、結論

		渋谷区 に事業 所の有 無	原則	同性パートナーの生命保険受取り	
				現在	公表前
系	第一生命	○	2親等以内	◎2015/11/05	○
	日本生命	○	?	◎2015/11/19	○
	明治安田生命	×	2親等以内	△個別対応	×
	住友生命	×	3親等以内	△個別対応	-
	アスモ少額短期保険	○	-	◎2015/10/22 開始	×

ソニー生命	○	-	◎2015/11/20 開始	×
ソニーライフエンゴン生命	○	-	◎2016/01/04 開始	×
大同生命	○	-	○生命保険受取の 為の、死亡時の公 的書類(病院での診 断書や住民票など) を受け取る事が出 来るのならば、同性 パートナーを受取人 に指定できる。	
三井生命	○	2親等以内	△ 個別対応	×
太陽生命	○	-	×	×
第一フロンティア生命	×	3親等以内	原則×販売代理店 による	×
朝日生命	○	-	◎2016/12/22	
フコクしんらい生命	×	信金は2親等、 代理店は3親 等以内	× 販売代理店によ る	×
みどり生命	×	2親等以内	×	×
かんぼ生命	×	2親等以内	×	×

	T&F フィナンシャル生命	×	3親等以内	×	×
	富国生命	×	3親等以内	△ 個別対応	×
	メディケア生命	×	3親等以内	△ 個別対応	×
外資系	チューリッヒ生命	×	2親等以内	◎ 2016/01/20	
	クレディ・アグリコル生命	×	-	×	×
	オリックス生命	×	3親等以内	◎2015/12/24	
	プルデンシャル生命	○	-	生命保険信託が同性パートナーも対象内	×
	メットライフ生命	×	2親等以内	△ 個別対応	#VALUE!
	カーディフ生命	○	2親等以内	×	×
	アフラック生命	×	2親等以内	×	×
	マスミューチュアル生命	×	3親等以内	△個別対応	-
	プルデンシャルジブラルタ生命	×	2親等以内	△販売代理店による	-
	アクサ生命	×	2親等以内	×	×

6 参考文献

- ・山下純司『渋谷区条例の意義-パートナーシップから同性婚へ』ジュリスト持論 (2015)
- ・大島梨沙『渋谷区動詞パートナーシップ条例の意義と課題』法学セミナー ロージャーナル (2015)
- ・Letibee-Wedding for all sexualities- 『LIFE PLANNING LEAFLET』 (2013)
- ・高杉郁子他『パートナーシップ・生活と制度』緑風出版 (2007)
- ・清水雄大『日本における同性婚の法解釈』法とセクシュアリティ第2号 (2007)
- ・清水雄大『日本における同性婚の法解釈』法とセクシュアリティ第3号 (2008)
- ・赤杉康伸他『同性パートナー-同性婚・DP法を知るために』社会批判社 (2004)
- ・善積京子『〈近代家族〉を超える-日法律婚カップルの声』青木書店 (1997)
- ・LGBT コミュニティサイト 2CHOP0 永易至文『第52号 渋谷区パートナーシップ証明、いよいよ始動〜中川重徳 推進会議委員に聞く!』
<http://www.2chopo.com/article/detail?id=1517> 2015/10/15 閲覧
- ・伊藤久雄 (認定NPO法人まちぼっと理事) 『セクシャルマイノリティに関する自治体政策』
<http://machi-pot.org/modules/project/uploads/research/20150817.pdf> 2015/10/15 閲覧
- ・アンパサンド法務行政書士事務所渋谷区パートナーシップ条例の解説』
http://andlaw.jp/blog/2015/04/29/commentary_on_shibuya_same_sex_partnership_legislation/ 2015/10/15 閲覧
- ・『渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例』
https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/jorei/jorei/pdf/danjo_tayosei.pdf
2015/10/15 閲覧
- ・Holly 行政書士事務所『LGBT 支援』
<http://www.holly-lgbt.com/onformation.html>
2015/10/15 閲覧
- ・「血縁と婚姻を超えた関係に関する政策提言研究会」有志『同性間パートナーシップの法的保障に関する当事者ニーズ調査』
<http://www.geocities.jp/seisakuken2003/tyosa/tyosa.pdf> 2015/10/17 閲覧
- ・伊藤久雄 (認定NPO法人まちぼっと理事) 『世田谷区パートナーシップの宣誓の取り扱いに関する要綱と渋谷区条例との違い』
<http://machi-pot.org/modules/project/uploads/research/20150803.pdf> 2015/10/18 閲覧
- ・踊るセクマイ御殿
<http://sekumai-goten.hatenablog.com/entry/2015/06/03/145104> 2015/12/31 閲覧
- ・性同一性障害、トランスセクシュアル、トランスジェンダーに関する用語集
<http://www.tn-japan.com/data/term.htm> 2015/12/31 閲覧
- ・藤井ひろみ 2008「人権の潮流 LGBTI と医療〜多様な性を生きること」『国際人権ひろ

ば』 No.80 2015/12/31 閲覧

- ・読売オンライン「虹色百話」 <http://www.yomidr.yomiuri.co.jp/page.jsp?id=125921>

2015/12/31 閲覧

- ・アンパサンド法務行政事務所

http://andlaw.jp/blog/2015/04/29/commentary_on_shibuya_same_sex_partnership_legislation/ 2016/01/02 閲覧

- ・東中野さくら行政書士事務所

<http://nijiirolifeplanning.jimdo.com/%E5%90%8C%E6%80%A7%E3%83%91%E3%83%BC%E3%83%88%E3%83%8A%E3%83%BC%E3%82%92%E6%94%AF%E3%81%88%E3%82%8B%E6%9B%B8%E9%9D%A2-%E5%A0%B1%E9%85%AC/> 2016/01/02 閲覧

- ・全国パートナー教会：<http://partnershiplawjapan.org/japan/> 2016/01/02 閲覧

- ・成年後見人制度マニュアル http://www.seinen-kouken.net/1_ichiran_pop/ 2016/01/05 閲覧

- ・渋谷区アンケート：<https://jp.surveymonkey.com/r/Shibuya-ku> 2016/01/05 閲覧

- ・アムネスティ・インターナショナル

<http://www.amnesty.or.jp/human-rights/topic/lgbt/> 2016/01/11 閲覧

- ・TOKYO RAIHOW PRIDE <http://tokyorainbowpride.com/whats-lgbt> 2016/01/11 閲覧